

群馬支所管内水質検査結果

平成31年 4月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.4	1.3	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.05未満	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1未満	0.1未満	
	健康に関連する項目	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
消毒副生成物		21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	0.06未満
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.004	0.004	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	0.002	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.008	0.008	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002	0.002	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.002	0.002	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	
色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満	
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.6	6.3
37 マンガン及びその化合物		0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	7.6	7.3	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	48	46	
発泡性	40 蒸発残留物	500mg/L以下	85	81	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	
発泡性	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—	
味覚	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	
基礎的性状	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3	0.3	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.4	
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.29	0.29	

—印は、今回測定しなかった項目

群馬支所管内水質検査結果

令和元年 5月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—	
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—	
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
	健康に関連する項目 一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	—	—	
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	—	—	
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	—	—	
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	—	—	
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	—	—	
消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—	
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	
	25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	—	—	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	—	—	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	—	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	
色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—	
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—	
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
味覚 色	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—	
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—	
味覚 味	38 塩化物イオン	200mg/L以下	7.2	6.8	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—	
発泡性に関する項目 発泡性におい	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—	
	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—	
発泡性におい 味覚	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—	
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—	
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—	
基礎的性状	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3	0.3	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.6	
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.23	0.23	

—印は、今回測定しなかった項目

群馬支所管内水質検査結果

令和元年 6月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—
無機物質／重金属	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
	健康に関連する項目	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—
15 1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下	—	—
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	—	—
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	—	—
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	—	—
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	—	—
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	—	—
21 塩素酸		0.6mg/L以下	—	—
消毒副生成物	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—
	25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	—	—
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	—	—
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	—
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—
色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—
色	38 塩化物イオン	200mg/L以下	6.9	6.7
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—
味覚	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—
発泡性におい	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満
発泡性におい	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—
味覚	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3	0.3
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.6
基礎的性状	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.22	0.24

—印は、今回測定しなかった項目

群馬支所管内水質検査結果

令和元年 7月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.3	1.4	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.05未満	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1未満	0.1未満	
	健康に関連する項目	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
消毒副生成物		21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.09	0.07
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.011	0.011	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	0.002	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.018	0.017	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.006	0.006	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.002	0.004	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001	0.001未満	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	
色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満	
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.0	6.9
37 マンガン及びその化合物		0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	7.3	7.3	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	49	48	
発泡性	40 蒸発残留物	500mg/L以下	114	111	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	
発泡性	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	
味覚	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	
基礎的性状	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4	0.4	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.7	
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.15	0.15	

—印は、今回測定しなかった項目

群馬支所管内水質検査結果

令和元年 8月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—	
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—	
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
	健康に関連する項目 一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	—	—	
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	—	—	
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	—	—	
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	—	—	
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	—	—	
消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—	
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	—	—	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	—	—	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	—	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	
色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—	
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—	
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
味覚 色	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—	
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—	
味覚 味	38 塩化物イオン	200mg/L以下	7.8	7.5	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—	
味覚 味	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—	
発泡性 におい	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	
発泡性 におい	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—	
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—	
味覚 味	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4	0.4	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.7	
基礎的性状	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.2	0.25	

—印は、今回測定しなかった項目

群馬支所管内水質検査結果

令和元年 9月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—	
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—	
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
	健康に関連する項目 一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	—	—	
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	—	—	
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	—	—	
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	—	—	
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	—	—	
消毒副生成物		21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—	
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	—	—	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	—	—	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	—	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	
色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—	
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—	
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
味覚 色	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—	
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—	
味覚 色	38 塩化物イオン	200mg/L以下	7.4	7.2	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—	
味覚 色	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—	
発泡性におい	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—	
発泡性におい	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—	
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—	
味覚 色	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4	0.4	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.7	
基礎的性状	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.19	0.26	

—印は、今回測定しなかった項目